

平成二十五年九月定例会 福祉環境委員会委員長報告

二十四番 小林 秀子でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第九十二号 平成二十五年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第四款 衛生環境費、第三項 環境清掃費に関連して、公衆トイレの整備について申し上げます。

本補正予算では、老朽化等により、善光寺山門東の公衆トイレ「御安心処」を含めた六つの公衆トイレ改修に要する経費が計上されております。

また、本議案の審査に際して、中心市街地公衆トイレ整備計画が示されました。この整備計画では、比較的トイレ数が少ない新田町交差点から善光寺交差点の間に、新たに二か所の公衆トイレの設置、善光寺山門東の公衆トイレ「御安心処」の充実、民間店舗等の既存トイレの活用、公衆トイレの分かりやすい案内表示の設置の四つを柱としております。これら四つの柱は、いずれも大変重要でありますので、平成二十六年度末の完了に向け、計画どおりの着実な整備を望むものであります。

民間店舗等の既存トイレの活用の支援について、経費補助の検討もされておりますが、まずは各商店自らの積極的なおもてなしの心の表れが重要であります。

については、関係部局と連携し、商工会議所、商店会連合会等とともに、店舗としてのメリットをPRしていく中で、商店会等において、おもてなしの気運が醸成されるよう積極的な働き掛けを要望いたしました。

加えて、平成二十七年の新幹線の金沢延伸、善光寺御開帳を見据え、歩行者の視点に立ったより分かりやすい案内表示を検討するとともに、今後の公衆トイレの改修に当たっては、長野市にゆかりのある唱歌、童謡が流れる仕掛けなど、付加価値を付けた施設を検討するよう要望いたしました。

続きまして、議案第九十八号 長野市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の一部改正は、平成二十七年度からの子ども・子育て支援新制度の本格スタートに備え、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を「子ども・子育て支援事業計画」の策定や子ども・子育て支援に関する施策の調査及び審議を行う長野市版「子ども・子育て会議」として位置付けるための改正であります。

これにより、同分科会の役割はますます大きくなり、十分な審議が求められます。

については、同分科会において、活発な意見が出されるよう委員への研修の実施などを通じ一層の情報共有を図るとともに、施策等の調査から結論に至る過程において、必要に応じて会議の回数を増やすなど、十分な審議を可能とする取組を要望いたしました。

続きまして、議案第百六十号 土地の買入れについて、に関連して申し上げます。

本議案は、松代新斎場建設用地について、長野市土地開発公社から再取得するもので、これにより取得が完了し、本年十月からは造成工事に着手することであります。また、火葬炉設備を含めた斎場本体の設計も最終段階を迎えるところであり、平成二十七年三月の供用開始を目指し、順調に事業が進捗しております。

現在、新斎場建設事業が進捗していく中であって、地元からは、平成二十四年三月に合意協定を締結した農業研修センター建設事業や松代マレットゴルフ場整備事業などの地域振興支援事業の早期実現を期待する声が聞かれることから、地元区及び地権者と十分な協議を重ねながら、地域振興支援事業の円滑で着実な推進を要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

児童発達支援センターについてであります。

長野市社会事業協会が運営している児童発達支援センター「にじいろキッズらいふ」の職員から、より行き届いた支援ができる職員体制を望む声が聞こえております。

しかしながら、現在、職員等を加配した場合に対する補助がなく、運営者が独自に配置した場合は、運営の負担となっております。

については、児童発達支援センターにおける職員配置の安定化を図るため、支援職員等の加配に対する補助について検討するよう要望いたしました。

最後に、請願第十三号 子どもの医療費給付制度の対象年齢拡大を求める請願及び請願第十四号 子どもの福祉医療費の対象年齢拡大を求める請願について申し上げます。

両請願につきましては、一括して審査を行いました。

また、審査では、請願第十四号のうち、所得制限の導入を検討する部分について、多くの議論が交わされました。

その中で、両請願とも採択すべきものとして、「願意とするところは同じ。厳しい財政状況の中、市の単独事業でもある。特に低所得者への配慮が必要。児童手当や高校の授業料なども所得制限を設ける流れとなってきたており、中学三年生まで拡大するところで検討してもいい。いろいろな政策で財源確保を検討しなければならぬ段階になってくると思うので、所得制限についても市で十分検討してもらい早期に拡大を図ることが大事である。対象の拡大のために、現行の小学校六年生まで新たに所得制限を設けるということまで考えてはならず、飽くまで中学三年生まで拡大してほしい

ということ。」との意見が出されました。

一方、請願第十四号を不採択とすべきものとして「所得制限については、市が最終的に判断することであるので、あえて議会側から所得制限について申し上げることはない。請願文を素直に見ると、今まで所得制限の無かった小学六年生までを含めて検討すると解釈できてしまう。医者にかかる機会が多い中学一年生から三年生までに所得制限をかけると、不公平感を招くことが懸念される。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行った結果、請願第十三号については全員賛成、請願第十四号については賛成多数により、両請願は採択すべきものと決定した次第であります。

なお、両請願は、市に対して対応を求めておりますので、市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。